

あわてないで！！ワンクリック詐欺の二次被害に気をつけましょう。

アダルトサイトなどのワンクリック請求や架空請求メールに動揺し、インターネットで相談窓口を検索し、上位に表示された窓口で相談したところ、行政の消費生活センターではなく探偵業者で、解決のために料金を請求されたという相談が多く発生しています。

契約直後に解約を申し出ても、高額な解約料を請求されるケースが増加しています。

※探偵業者が返金請求や解約交渉を行う権限は認められていません。

《事例1》

スマホでアダルトサイトに突然登録になり、ネットで相談窓口を探して消費者相談サービスに電話をかけたところ、「あなたが登録したアダルトサイトは有名な悪質業者で解決するには54,000円の料金がかかる」と言われた。

《事例2》

有料動画サイトの料金が未納と架空請求メールが来て、動揺してまい藁にもすがר思いで、ネットで調べた消費者センターに相談をした。こちらで対応すると言われ申し込んだところ、54,000円の料金がかかると言われた。

《事例3》

アダルトサイトに登録になってしまい、相談先を検索し、無料相談窓口とトップに出てきた会社に電話をした。依頼してもらえればアダルトサイトからの請求を100%止めることができると言われた。コンビニのFAXで契約書を受け取り、署名捺印して返送した。

《事例4》

アダルト情報サイトのワンクリック詐欺で被害に遭ったので、被害を回復しようとネットで消費者相談窓口を調べ、連絡を入れたら、199,800円が必要と言われた。コンビニで契約書面をFAXで受け取り、同書面に記入しFAXを返信したが、よくよく契約書面を読むと、消費生活センターではなく探偵事務所のようなだった。

《事例5》

ワンクリック詐欺に遭い高額な料金を請求された。どこかに相談しなくてはと思い、ネット検索したときに出てきたワンクリック詐欺の相談先と書かれたところに電話をした。「悪いサイトなのでこのままにしておくと少額訴訟される可能性がある。有料サポートにはなるがこれ以上請求などされないようにした方がいい」と説明され、不安になってしまった。裁判を起こされると困るので契約することに同意し、契約はFAXで書面を送付した。

【アドバイス】

☆公的な消費生活センターが料金を請求することはありません。ご相談はお住まいの自治体の消費生活相談窓口へご相談ください。

☆帯広市消費生活アドバイスセンター ☎0155-22-8393

☆消費者ホットライン ☎188

（188に電話をすると、音声ガイダンスが流れるので郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内いたします。

【架空請求やワンクリック請求への対処方法】

☆「有料動画サイトの料金が未納」等の内容で届く、身に覚えのないメールは架空請求であり、支払う義務はありません。無視しましょう。

☆アダルトサイトで突然登録になり、料金請求を受けた場合などは、契約が有効に成立しているとは限らず、安易に請求に応じてはいけません。**連絡先の記載があっても電話をかけてはいけません。**

☆不安な場合は、お住まいの自治体の消費生活センターへご相談ください。